

(6) 賃金引上げ枠 <第8～11回対象>

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であることが要件です。この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金をお受け取りいただけなくなります。

なお、申請時点において事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成していた場合は、申請時点で支給した事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。

<要件>

- 事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。

<必要書類> 実績報告時に以下の書類2点の提出が必要です。

■ 賃金引上げ報告書

最低賃金の詳細は別紙「参考資料」P. 6～7をご参照ください。



- 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳の写し(全従業員分)

賃金台帳には、以下の10項目の記載が必要です。

- ①氏名 ②性別 ③賃金計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数
- ⑥休日労働時間数 ⑦時間外労働時間数 ⑧深夜労働時間数
- ⑨基本給・手当の種類とその額 ⑩控除項目とその額

賃金台帳			

- 賃金引上げ枠で採択された事業者は、通常枠への変更はできませんのでご注意ください。

詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。